

社会保障カード（仮称）に関する実証実験の結果等の公表についての要望書

2009年（平成21年）6月12日

日本弁護士連合会

第1 要望の趣旨

厚生労働省は、2009年度（平成21年度）に、社会保障カード（仮称）に関する実証実験（以下「実証実験」という。）を行うことを予定されていますが、次の内容を含む実証実験の過程及び結果をその都度すべて公表し、社会保障カード（仮称）についてあらゆる関係者が積極的に検討できる資料を提供していただきたく要望します。

1 実証実験の実施方法・条件の詳細

- ・ 実証実験の内容
- ・ 実施要領全文及び全資料
- ・ 実証実験を実施する地域の選択理由
- ・ 実施費用の明細と負担者（国，自治体，その他の別）

2 実証実験の結果

- ・ 認められた効果
- ・ 医療・介護・自治体関係者などの評価
- ・ 社会保障カード（仮称）のシステム導入に要した初期費用及びランニングコスト（各々費目別に）と、それによる費用削減効果
- ・ リスク・障害事例とその評価
（ICカードが利用できなくなった事例とその対応、「成りすまし」等による情報漏えいの事例などの詳細）

第2 要望の理由

社会保障カード（仮称）の在り方に関する検討会（以下「検討会」という。）の2009年（平成21年）4月30日「社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書」によりますと、厚生労働省は、平成23年度中を目途とした社会保障カード（仮称）の実現に向け、平成21年度に実証実験を行うことを予定されているとのことで

す。

当連合会は、2007年（平成19年）10月23日「社会保障番号」制度に関する意見書、同年12月13日「社会保障カード（仮称）」に関する意見書、2008年（平成20年）8月27日「社会保障カード（仮称）の基本的な構想に関する報告書」に関する意見書を公表し、検討会の検討状況について、日本の福祉社会の在り方に関する政府の構想を示すことなく、その「手段」であるはずの社会保障カードについて導入ありきの議論を行うべきでないこと、また「社会保障カードの加入者を特定するための鍵となる情報」に制度共通の統一的な番号やカードの識別子を利用することに反対する意見などを述べてきました。

「社会保障カード（仮称）の基本的な計画に関する報告書」では、制度共通の統一的な番号やカードの識別子よりも公開鍵暗号技術を用いることを仮定して検討を進めること、そして中継データベースの仕組みを用いることなどが報告されていますが、これらによっても、新生児から19歳までの未成年者・認知症等判断能力が著しく劣る状況下にある者・日本語を十分に解さない外国人の社会保障カードの管理と利用上の問題、医療・介護など現場ニーズとの不一致、各関係者によって異なる「費用対効果」の内容と落差の問題、ICカードを保険証として利用する場合の課題、特にICカードが利用できなくなった場合の対応、「成りすまし」の問題など当連合会の指摘する問題が全て解決されるものとは考えられません。

また、同カードシステムは、全国一律の大規模なシステムであるところ、各関係現場には様々なニーズがあり、また、その置かれた諸条件も様々です。情報セキュリティのレベルを一律に高めることの難しさは、住基ネットの管理者である全国の市町村の対応状況で実証済みです。社会保障カードはそれをさらに民間医療機関・介護事業者等に広げるといえるものですから、一層困難なものであることは明らかです。しかも、発生した問題に対する対応責任は各自が負うものです。そのような状況からすると、仮に同システムを導入するとしても、その前に諸々の条件の下で十分な実証実験を行い、その結果について、全ての関係者が意見を述べる機会が与えられ、かつ、それらの意見が反映され、すべての関係者が納得して安心して関われるシステムにする必要があります。

そこで、当連合会では実証実験の結果を踏まえて様々な立場から多様な検討と充実した公開の議論がなされる必要があると考えますので、趣旨記載の要望をするものです。

以上